

## 青年部

## 7月全体会議

青年部（近藤大樹会長）7月全体会議は、7月26日（木）午後4時30分から協会3階会議室において参加者28名のもと開催されました。



開会挨拶をする  
近藤会長

開会の挨拶で近藤会長は「『平成30年7月豪雨（前線及び台風第7号による大雨等）』では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となりました。この大雨で岐阜県を含めた1府

10県に特別警報が発表され、最大限の警戒が呼びかけられました。これから季節、襲来する台風に向けて、会社や家庭の防災対策をぜひ見直してください。本日の全体会議は、『相続の現状と対策』と題して、プルデンシャル生命保険（株）名古屋東支社第一営業所ライフプランナー鵜川康昭氏を講師にお迎えしました。」と述べました。



講演をする  
鵜川ライフプランナー

講演前に鵜川氏の略歴が紹介され講演が始まり、内容は7項目に分けられ説明がありました。  
①相続を取り巻く現状－なぜ今、相続を考えるべきなのか？相続が争続に変わる時代に

- ②相続の基本的な考え方－相続税法と民法の違いを知る
- ③知らないと怖い二次相続－夫婦の亡くなる順番で相続税が変わる！？
- ④民法における相続の問題－遺留分侵害による争続
- ⑤なぜ争続が起こるのか？－具体例の紹介
- ⑥相続対策と争続対策－役員退職金の準備、計画的な生前贈与、生命保険の活用
- ⑦納税対策と分割対策－不動産の正確な試算、計画的な生前贈与、生命保険の活用

鵜川氏は平成25年3月29日「所得税法等の一部を改正する法律等」が成立し、平成27年1月1日より施行されたことを機に、3年前から相続ブー



ムが起きていることです。

現状として平成26年までは亡くなった方の100人中4人（4%、以降%表記のみ）が相続税を支払っていました。しかし平成27年度以降税制の改正により相続税の課税対象となった被相続人の課税割合が8%となり、改正前の倍の割合数値となったことで、相続について社会で注目を浴び、メディアでも取り上げられるようになりました。ただしこの8%という課税割合は全国平均であるため都市部ではもう少し上がり、東京都は20%、愛知県は14%、名古屋市は20%です。通常は郊外地になれば課税割合は下がる傾向にありますが、愛知県の特徴として刈谷市、安城市は郊外地でも高く、西尾市も20%であるとのことでした。また、愛知県の平均支払い金額については、1,800万円、東京では平均2,400万円とのことでした。

このような相続税に関する予備知識等を多彩に盛り込み、突然訪れるかもしれない相続の時に備え、生命保険との連携にて大切な資産を守るための実務的な解説がされました。

その後、場所を移動し懇親会が開催されました。

